

## 別表三（六）の記載の仕方

この明細書は、宅地建物取引業法第2条第3号（用語の定義）に規定する宅地建物取引業者（以下「宅地建物取引業者」といいます。）である法人が措置法第63条第3項第8号（課税除外とされる短期所有に係る土地等の譲渡）の規定の適用を受ける場合又は宅地建物取引業者である連結法人が令和2年改正法第16条の

規定による改正前の措置法第68条の69第3項第8号（課税除外とされる短期所有に係る土地等の譲渡）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。